

みんなて
出かけよう



上十三・十和田湖広域定住自立圏のイベント情報をお届けします♪

三沢市

みさわ七夕まつり

▶とき

7月29日(金)
午後1時～31日(日)
午後9時

▶ところ

三沢市中央商店街
問三沢市商工会 ☎0175



小川原湖湖水祭り

▶とき 7月17日(日)
午前9時15分～午後5時

▶ところ 小川原湖湖水浴場

問(一社)三沢市観光協会 ☎0192311



野辺地町

2016のへじ常夜燈フェスタ

「海」をテーマに自然や観光、産業、特産物、郷土料理などの屋台村が立ち並ぶほか、特産物コーナーが設けられ、ステージショーも行われます。夜は花火大会で締めくくると野辺地町の大イベントです。

▶とき 7月24日(日)午前11時～

▶ところ のへじ潮騒公園
(雨天時：野辺地町立体育館)

問のへじ常夜燈フェスタ実行委員会 ☎0175642111

六戸町

サマーフェスティバル2016

ビアガーデンのほか、イベントを多数開催します。

▶とき 7月22日(金)午後5時～9時
7月23日(土)午後3時～8時

▶ところ 六戸町総合体育館駐車場

問六戸町観光協会 ☎01954495



おいらせ町

おいらせ町軽トラ市

▶とき 7月3日(日)・8月7日(日)
午前8時～午後1時

※12月までの毎月第一日曜日に開催

▶ところ 百石本町商店街 中央町
(おいらせ町役場分庁舎周辺)

問おいらせ軽トラ市実行委員会 (おいらせ町商工会内) ☎0178562511

Ａ) 狭い会場に人を集め、販売員が巧みな話術で盛り上げて、ただ同然で日用品などを配り、高揚した気分になったところで高額な商品売りつける手口は、SF商法(催眠商法)と呼ばれています。典型的な悪質商法です。このケースでは「クーリング・オフ」と言っても、無条件で契約を解除することができません。ただし、一定の期間内しなければなりません。クーリング・オフの方法

Ｑ) 近所の友人から「日用品を無料でもらえる」と言われ、しばらく前まで空き店舗だった所へ一緒に行きました。会場にはたくさんの参加者がいて活気があり、司会の男性の話も上手で、とても盛り上がっていました。最後に「健康器具が今日だけ半額」という話があり、つい買ってしまった。しかし、家に帰ってから考えると、代金が高額でとても払えそうにありません。

市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「日用品を無料でもらえる」と誘われた」です。
問まちづくり支援課 ☎0196777

法律相談

あなたの街の



～第26回～

Ａ) 悪質商法全般に言えることですが、「ウマイ話には必ずウラがある」「タダより高い物はない」ということです。契約してしまった後でも、早めに相談すれば解決する可能性が高くなります。何かおかしいなと思ったら、独りで判断せずに、消費生活センターへ相談しましょう。(文責・弁護士 十枝内 亘) 弁護士法人十枝内総合法律事務所 ☎0194005

Ｑ) 被害に遭わないようにするため、健康器具を開封して使用してしまったのですが、クーリング・オフはできますか。
Ａ) できます。クーリング・オフをして、健康器具は(使用済であったとしても)そのまま返すことができます。しかも、引取費用は販売業者の負担となります。仮に、購入した物が健康食品などで、一部を消費してしまっている場合、未使用分についてはクーリング・オフができます。何よりも大事なのは一定期間ですので、一刻も早く消費生活センターへ相談して下さい。

Ｑ) 健康器具を開封して使用してしまったのですが、クーリング・オフはできますか。
Ａ) できます。クーリング・オフをして、健康器具は(使用済であったとしても)そのまま返すことができます。しかも、引取費用は販売業者の負担となります。仮に、購入した物が健康食品などで、一部を消費してしまっている場合、未使用分についてはクーリング・オフができます。何よりも大事なのは一定期間ですので、一刻も早く消費生活センターへ相談して下さい。

は消費生活センターで助言していますので、一刻も早く十和田市消費生活センター(☎0196757)へ相談して下さい。